

(一社)福岡県測量設計コンサルタント協会 新入会に関する規程

第1条 この規程は一般社団法人福岡県測量設計コンサルタント協会（以下「本協会」という。）定款6条の規定に基づき、本協会への新入会に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 入会者の要件

入会者は次の要件ならびに正会員(第3条)・準会員(第4条)・賛助会員(第5条)の入会基準を満たすものとする。

- (1) 入会申込者は本協会の目的(定款第3条)及び事業(同第4条)に賛同し協力することを約するものであること。
- (2) 反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを約するものであること。
- (3) 本県内に社会的・経済的・技術的な基盤を有し、本県並びに本県測量設計業界に寄与すると認められること。
- (4) 協会活動ならびに協会員に対し協動的・融和的で、協会員相互の信頼関係を構築できると認められること。
- (5) 正会員・準会員は測量設計業として本県内に事業実態があり、良識的な事業活動を行うと認められること。

第3条 正会員の入会基準

正会員は、測量法に基づく登録業者で、本県内に登記上の本店があり、かつ本県内に主要な事業実態を有する独立経営と認められる法人であり、次の基準を満たすものとする。

(1) 社会性

- ・福岡県暴力団排除条項の各号に該当しないこと、並びに反社会的勢力に該当しないこと。
- ・法人または役員等が過去に刑事罰・行政処分を受けていた場合、その内容・状況をもって入会審査で判定する。

(2) 営業経歴

測量法に基づく測量業もしくは建設コンサルタント登録規程に基づく建設コンサルタントとして登録（以下、「測量設計業」という。）してからの営業年数が7年以上で、かつ本県内に登記上の本店を置き7年以上であること。

(3) 経営規模および専業割合

直近3カ年決算の各年において

- ・福岡県発注の測量設計業の元請売上高が各年4千万円(消費税抜)以上であること。
- ・行政機関発注の測量設計業の元請売上高の全売上高に占める割合が各年5割以上であること。
- ・各年法人税の納税実績があり、入会申込時に法人税・消費税・地方税の滞納が無いこと。

注) 測量設計業の売上高には、地質調査・補償コンサル・現場技術ならびに工事等は含まない

(4) 技術者数

- ・測量設計業を担い、本県在住・在職が1年以上である常勤・専任の技術役職員が5名以上であること。
- ・うち測量士2名以上または管理技術者・照査技術者の福岡県資格要件を満たす者が各1名以上であること。

注) 上記の技術役職員は、社会保険(厚生年金保険および健康保険)に加入していること

(5) 事業実態

本県内に置く本店に、法人の全役職員の過半数を配置していること。

(6) 災害対応

本協会と福岡県県土整備部とで締結した「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」（以下、「災害協定」という。）に協力し、巡視活動や被災箇所調査等の要請に対し少なくとも1班の現場出動ができる常勤・専任の技術役職員を配置し、災害協定に基づく活動参加を約すること。

(7) 経営の独立性

経営の独立性は、福岡県または国の競争入札参加資格を持つ法人または個人（以下、「競争入札参加資格者」という。）との関係をもとに、入会審査で判定する。

①資本関係

親会社または子会社あるいは株主グループを同じくするグループ会社等が競争入札参加資格者でないこと。

注) 資本関係は実質的に法人を支配する株主グループをもって判定する

②人的関係

- ・役員等が他の競争入札参加資格者の役員等または職員を兼任していないこと。
- ・職員が他の競争入札参加資格者の役員等を兼任していないこと。
- ・役員等の配偶者または(義)親子・(義)兄弟姉妹が他の競争入札参加資格者の役員等でないこと。

注) 役員等は法定役員に限らず実質的に法人の経営に従事していると認められる者を示す。

第4条 準会員の入会基準

準会員は、測量法に基づく登録業者で、本県内に登記上の支店を有する法人で、次の基準を満たすものとする。

(1) 社会性 (正会員の入会基準に準ずる)

(2) 営業経歴

測量法に基づく測量業もしくは建設コンサルタント登録規程に基づく建設コンサルタントとして登録(以下、「測量設計業」という。)してからの営業年数が7年以上で、かつ本県内に登記上の支店を置き7年以上であること。

(3) 経営規模および専業割合 (正会員の入会基準に準ずる)

(4) 技術者数 (正会員の入会基準に準ずる)

(5) 事業実態

本県内に測量設計業として一定の事業実態を有すること。(一定の事業実態の有無は理事会で判定)

第5条 賛助会員の入会基準

賛助会員は、本協会の目的及び事業に賛同し協力する法人で、本県並びに本県測量設計業界に寄与すると認められ、次の基準を満たすものとする。

(1) 社会性 (正会員の入会基準に準ずる)

第6条 入会審査の方法

(1) 入会の審査は各年度1回実施する。

(2) 入会申込者は、事前に事務局と調整の上10月末日までに、別に定める審査書類を事務局に提出する。

(3) 申込には該当地区の正会員2名(うち1名は理事)の推薦書を要する。(賛助会員での入会申込には不要)

(4) 提出された審査書類は、該当地区の担当副会長に回付する。該当地区とは、正会員においては登記上の本店所在地、準会員・賛助会員においては登記上の本店または支店所在地とする。

(5) 該当地区の副会長は、12月末を目途に地区協議会の審議で得た意見(無記名)を取りまとめ入会審査に付す。

(6) 入会審査は1月から3月までの期間、執行役員会での予備審査を経て、理事会の本審査で行うものとする。

(7) 入会審査では、必要に応じて、審査書類の真正確認のため、原本等の根拠資料の提出を求めることがある。

(8) 審査書類や根拠資料の不備により3月中に本審査に入れなかった場合、該当申込者の入会審査は終了とする。

(9) 本審査では、入会者の要件および基準にもとづき審議し、出席理事の総意(無記名)により入会が承認される。

(10) 事務局長は入会審査の結果を申込者に通知し、入会承認決定者には入会金及び会費の請求手続きを行う。

(11) 入会承認決定者が4月末日までに所定の入会金及び会費を納入しない場合、入会承認は無効となる。

(12) 所定の入会金及び会費を納入した入会承認決定者の入会日は4月1日とする。

第7条 その他

- (1) 新入会員を推薦した会員は、被推薦会員が入会した後においては、被推薦会員を保証するものとする。
- (2) 入会後においても、入会審査で虚偽の申請（軽微なミスは除く）があったと理事会が判定した場合、定款の定めにかかわらず、該当者は会員の資格を失うものとする。

（附則）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。